

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための
適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めることにより、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とするものとする。

(第1条関係)

第二 定義

- 1 この法律において「租税特別措置」とは、租税特別措置法に規定することにより設けられる国税に関する特例をいうものとする。
- 2 この法律において「適用実態調査」とは、租税特別措置の適用の実態を明らかにするために、租税特別措置の適用数、その増減収額（租税特別措置の適用により生ずる租税収入の増加額又は減少額をいう。以下同じ。）その他の租税特別措置の適用の実績に関する調査を行い、租税収入の会計年度所属区分に対応して毎会計年度これを集計し、法人税についての納税者の規模及び業種その他の税目に応じて財務省令で定める事項の別による適用数及び増減収額に係る分布の状況に関する統計その他正当性の検証に有用な統計の作成を行うことをいうものとする。
- 3 この法律において「正当性の検証」とは、租税特別措置の適用の実態を基礎として、租税特別措置について、次に掲げる事項（第七の1及び第九において「正当性に関する事項」という。）を確認することをいうものとする。
 - ① 行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか。
 - ② 行政目的を実現するために有効なものであるかどうか。
 - ③ 適用を受ける納税者の過度の偏りその他の適用の実態における合理性を欠く不公平が生じていないかどうか。
- 4 この法律において「行政機関」、「政策」、「政策評価」、「事前評価」、「事後評価」、「行政機関の長」及び「政策評価等」の意義は、それぞれ行政機関が行う政策の評価に関する法律（第十二の二の1及び2において「政策評価法」という。）第2条第1項及び第2項、第3条第2項、第5条第2項第4号及び第5号、第6条第1項並びに第19条に規定する当該用語の意義によるものとする。

(第2条関係)

第三 基本理念

一 租税特別措置の見直しの必要性及びその在り方

租税特別措置については、これが特定の行政目的を実現するための手段であり、税負担の公平の原則（二において「公平原則」という。）に対する当分の間の例外として設けられているものであることにかんがみ、絶えずその廃止を含めた見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、租税特別措置の適用の実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われるものとする。 (第3条関係)

二 租税特別措置の新設又は変更の在り方

租税特別措置の新設又は変更は、これらによる新たな租税特別措置の適用数の見込数、その増減収額の見込額等についてできる限り合理的な推計が行われ、これを基礎として、当該新たな租税特別措置が行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか、行政目的を実現するために有効なものであるかどうか及び公平原則に対する例外として合理的なものであるかが十分に検討された上で、行われるものとする。 (第4条関係)

第四 国の責務

- 1 国は、第三の基本理念にのっとり、租税特別措置の適用の実態を把握し、及びその正当性の検証を行うとともに、租税特別措置を新設し、又は変更しようとする場合における事前評価の効果的な実施等を図り、租税特別措置の整理及び合理化を推進する責務を有するものとする。
- 2 国は、租税特別措置の整理及び合理化の推進並びに適用実態調査その他のこの法律に基づく施策について、納税者の理解を得るよう努めなければならないものとする。

(第5条関係)

第五 納税者の責務

納税者は、租税特別措置の整理及び合理化の推進の必要性並びに租税特別措置の適用の実態が明らかにされ、正当性の検証が行われることの重要性について理解を深めるよう努めるとともに、適用実態調査その他のこの法律に基づく施策に協力しなければならないものとする。 (第6条関係)

第六 適用実態調査の実施

- 1 財務大臣は、租税特別措置ごとに、適用実態調査を行うものとする。
- 2 財務大臣は、国税通則法第16条第1項各号に掲げる方式による税額の確定の手續における申告、調査又は処分の機会を利用して租税特別措置の適用の実績に関する調査を行うことができる。この場合において、財務大臣は、納税申告書（同法第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下2において同じ。）の提出を行う者に対して、納付すべき税額の算定において適用され

る租税特別措置に関する増減額明細書（当該適用される租税特別措置について、その内容及びその適用により増加する税額又は軽減若しくは免除される税額を一覧することができるように記載した書類をいう。4において同じ。）を作成し、これを納税申告書に添付するよう求めることができるものとする。

- 3 2によるほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実績に関する調査のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法第225条第1項に規定する調書その他の資料を利用し、並びに納税者その他の関係者又は行政機関その他の関係機関に対し資料の提出及び説明を求めることができるものとする。
- 4 増減額明細書の記載事項及び様式その他適用実態調査の実施細目は、財務省令で定めるものとする。

（第7条関係）

第七 適用実態調査の結果の国会への報告

- 1 財務大臣は、毎会計年度終了後7月以内に、当該会計年度に係る適用実態調査の結果に関し、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、正当性に関する事項についての意見を付けて、これを国会に提出しなければならないものとする。
 - ① 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数との差
 - ② 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込額との差
 - ③ 租税特別措置ごとに作成した統計
 - ④ 法人税を軽減し、又は免除する租税特別措置（以下④並びに第十三の三の1及び2において「法人税減免措置」という。）については、法人税減免措置ごとに、その適用を受ける法人税の納税者（法人税減免措置の正当性の検証の実施のために必要なものとして法人税減免措置の内容に応じて財務省令で定める要件に該当するものに限る。）の名称、その適用により軽減又は免除される税額（2において「減免額」という。）その他財務省令で定める事項
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、租税特別措置の適用の実態を明らかにするために必要があるものとして財務省令で定める事項
- 2 1の④の財務省令で定める要件は、少なくとも法人税の納税者の種類、法人税の納税者に係る減免額及びその多い順による順位について定められなければならないものとする。

（第8条関係）

第八 適用実態調査の結果等の提供

財務大臣は、会計検査院又は行政機関の長若しくは総務大臣から求めがあつ

たときは、会計検査院が行う租税特別措置の実施状況に関する検査又は租税特別措置を行政目的の実現の手段として用いている政策（以下「租税特別措置を手段とする政策」という。）についての政策評価等に必要な限度において、毎会計年度に係る適用実態調査の結果その他適用実態調査により得られた租税特別措置の適用の実態に関する情報を提供することができるものとする。

（第 9 条関係）

第九 適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣による検討

財務大臣は、毎会計年度に係る適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、租税特別措置を手段とする政策に係る事務を所掌する行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聴き、租税特別措置の整理及び合理化について検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（第 10 条関係）

第十 適用実態調査に関する財務大臣の権限の委任等

- 1 財務大臣は、第六の 1 から 3 までによる権限（輸出入貨物に対する内国税に係るものを除く。）を国税庁長官に委任するものとする。
- 2 財務大臣は、政令で定めるところにより、第六の 1 から 3 までによる権限のうち、輸出入貨物に対する内国税に係るものを税関長に行わせることができるものとする。

（第 11 条関係）

第十一 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査

- 1 会計検査院法第 20 条の規定による会計検査においては、租税特別措置の整理及び合理化の推進に資するため、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査が行われるものとする。
- 2 1 の租税特別措置の実施状況に関する検査については、会計検査院は、会計検査院法第 29 条の検査報告に、その年の検査の方針並びに租税特別措置ごとの検査の対象及び方法、検査の状況及び結果並びに会計検査院の所見を掲記するものとする。
- 3 1 の租税特別措置の実施状況に関する検査は、その検査に係る租税特別措置を行政目的の実現の手段として用いている政策に関し補助金の交付その他の財政上の措置又は国の無利子貸付けその他の金融上の措置（以下 3 及び第十二の二の 3 において「補助金の交付等の措置」という。）が併せて講じられている場合には、特に効率性及び有効性の観点から、当該補助金の交付等の措置との関係に留意して行われるものとする。

（第 12 条関係）

第十二 事後評価等における正当性の検証の実施等

- 一 租税特別措置を手段とする政策についての政策評価の在り方

- 1 行政機関は、租税特別措置の整理及び合理化の推進に資するため、その所掌に係る租税特別措置を手段とする政策についての事後評価を継続的に行わなければならないものとする。
- 2 行政機関は、その所掌に係る租税特別措置を手段とする政策の決定（租税特別措置を手段とする政策における租税特別措置の変更を含む。）をしようとする場合には、第三の二の基本理念を踏まえ、当該租税特別措置を手段とする政策についての事前評価を効果的に実施するようにしなければならないものとする。

（第 13 条関係）

二 事後評価等における正当性の検証の実施

- 1 租税特別措置を手段とする政策について行われる事後評価等（事後評価及び政策評価法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による評価をいう。）においては、当該租税特別措置の正当性の検証が行われなければならないものとする。
- 2 1 の正当性の検証については、行政機関の長又は総務大臣は政策評価法第 10 条第 1 項の評価書又は政策評価法第 16 条第 1 項の評価書にその結果を、政府は政策評価法第 19 条の報告書にその実施状況及びその結果の租税特別措置を手段とする政策への反映状況を、それぞれ記載しなければならないものとする。
- 3 1 の正当性の検証は、その対象である租税特別措置を行政目的の実現の手段として用いている政策に関し補助金の交付等の措置が併せて講じられている場合には、当該補助金の交付等の措置との関係に留意して行われなければならないものとする。

（第 14 条関係）

第十三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 （附則第 1 条関係）

二 適用区分

第六から第十までは、平成 21 年 4 月 1 日以後に始まる各会計年度分に係る適用実態調査及び国会への報告等について適用するものとする。

（附則第 2 条関係）

三 平成 21 年度の特例

- 1 財務大臣は、平成 21 年 4 月 1 日に始まる会計年度については、第六の 1 によるほか、同日から同年 9 月 30 日までの間に終了する法人（法人税法第 2 条第 8 号に規定する人格のない社団等を含む。）又は連結法人（同条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいう。）の事業年度（同法第 13 条及び第 14 条に

規定する事業年度をいう。)又は連結事業年度(同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。)の法人税に係る法人税減免措置につき、第六の1の例により、その適用の実績を集計し、統計を作成するものとする。

2 財務大臣は、財務省令で定めるところにより、1により法人税減免措置ごとに集計した適用数及び減収額(当該法人税減免措置の適用により生ずる租税収入の減少額をいう。)並びに作成した統計を記載した報告書を作成し、平成22年1月31日までに、これを国会に提出しなければならないものとする。

3 財務大臣は、1による権限を国税庁長官に委任するものとする。

(附則第3条関係)

四 その他

その他所要の規定の整備を行うほか、この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備を行うものとする。(附則第4条から第6条まで関係)